

生活保護などの福祉に関する行政サービスを提供する「福祉事務所」を設置する考えがないか、町長に質問しました。福祉事務所は、社会福祉法第14条第3項で規定されています。現在、町村で行っている事務は、おおむね県福祉事務所に対する申請などの「窓口業務」とどまっていますが、福祉事務所が設置されれば「決定および支援」「認定および支給」にまで拡充されることになり住民サービスは飛躍的に向上します。

安住は「前鳥取県知事で慶応大学教授の片山善博氏は『住民の日常のくらしの安心が行政の最大の役割である』といっておられます。日本社会は格差拡大の深刻化が社会問題となつていきます。智頭町も早急に福祉事務所を設置すべきであると考えます。町長のご所見を伺います」と設置の確約を迫りましたが、町長は「設置のための条件を検討する」と述べるにとどまりました。

また、「姫路鳥取線」の開通で利便性が高まりましたが、定期路線バスの利用者から「智頭福原のバス停はきわめて不便である」との不満の声を多く聞きます。私自身も利用者としまして実感しています。しかし、バス停の移設または増設運動を起こす考えはないかという安住の質問に、町長は「高速バス停が現在の場所になった経緯は当時の議会には説明している。増設も移設もできない」と答えました。